

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第1部門第2区分
 【発行日】令和4年9月16日(2022.9.16)

【公開番号】特開2021-45384(P2021-45384A)
 【公開日】令和3年3月25日(2021.3.25)
 【年通号数】公開・登録公報2021-015
 【出願番号】特願2019-170400(P2019-170400)
 【国際特許分類】
 A 6 3 F 7/02(2006.01)
 【F I】
 A 6 3 F 7/02 3 2 6 Z

10

【手続補正書】
 【提出日】令和4年9月8日(2022.9.8)
 【手続補正1】
 【補正対象書類名】特許請求の範囲
 【補正対象項目名】全文
 【補正方法】変更
 【補正の内容】

20

【特許請求の範囲】
 【請求項1】

基板と、前記基板を覆う樹脂性の被覆部材と、を備えた遊技機であって、
前記被覆部材は、放熱機能を有する第1貫通孔と、第2貫通孔と、を複数有し、
前記被覆部材における前記基板側の面を内面とし、前記基板側とは反対側の面を外面と
すると、
前記第1貫通孔は、内面側の孔の径が外面側の孔の径より大きく、
前記第2貫通孔は、外面側の孔の径が内面側の孔の径より大きく、
2つの前記第1貫通孔における中心間の最短距離を第1距離とし、
2つの前記第2貫通孔における中心間の最短距離を第2距離とすると、
前記第1距離は、前記第2距離より小さい、遊技機。

30

【手続補正2】
 【補正対象書類名】明細書
 【補正対象項目名】0009
 【補正方法】変更
 【補正の内容】
 【0009】

上記課題を解決するために、本発明の遊技機は、
基板(例えば、サブ基板210)と、前記基板を覆う樹脂性の被覆部材(例えば、サブ
基板ケース220)と、を備えた遊技機であって(例えば、段落[0075])、
前記被覆部材は、放熱機能を有する第1貫通孔(例えば、小径貫通孔222)と、第2
貫通孔(例えば、大径貫通孔223)と、を複数有し(例えば、段落[0075])、
前記被覆部材における前記基板側の面を内面とし、前記基板側とは反対側の面を外面と
すると、
前記第1貫通孔は、内面側の孔の径が外面側の孔の径より大きく、
前記第2貫通孔は、外面側の孔の径が内面側の孔の径より大きく(例えば、段落[00
76])、
2つの前記第1貫通孔における中心間の最短距離を第1距離(例えば、5mm)とし、
2つの前記第2貫通孔における中心間の最短距離を第2距離(例えば、6mm)とする
と、

40

50

前記第1距離は、前記第2距離より小さい(例えば、段落[0076])。

このような構成によれば、品質が向上した遊技機を提供できる。

また、本発明の遊技機は、

基板と、前記基板に配置された所定の調整スイッチと、前記基板を覆う基板ケースと、
を備えた遊技機であって、

前記調整スイッチは、前記基板に固定された平面視四角形状のハウジングと、前記ハウ
ジングに回転可能に支持されたつまみとを備え、

前記基板ケースにおける前記つまみに対応する位置には、前記つまみを挿通させるため
の平面視円形状の開口が設けられており、

前記ハウジングの対角線の長さが、前記開口の直径以上となっていることを特徴とする

10

。

20

30

40

50